

民生委員・児童委員

をご存知ですか？



5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。

民生委員・児童委員は、子育ての悩みやひとり暮らしの高齢者などの暮らしの中の心配事や困り事を解決するお手伝いをします。相談内容の秘密は守られますので、お住まいの地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

「民生委員・児童委員」

について紹介します



民生委員・児童委員とは？

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、各地区で活動しています。民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。そのほか、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」も活動しています。

富士市では374人の地区担当の民生委員・児童委員と、43人の主任児童委員（平成29年4月1日現在）が、地域の身近な相談相手として活動しています。

こんな活動をしています！

- ひとり暮らし高齢者の見守りや声かけ
- 生活に困っている人に対し、行政機関へ相談・連絡を行うなど、問題解決の手伝い
- 民生委員・児童委員と主任児童委員が連携して、子育てに関することや、いじめ・不登校などの相談に応じる

そのほか、家庭訪問や登下校の見守り、福祉サービスの情報提供なども行っています。

※民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

民生委員制度は こととして100 周年を迎えます

民生委員制度は、

大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」をもとに始まりました。

「済世顧問制度」は、それぞれのまちに住み、思いやりがあり、社会奉仕の心を持った人々と行政が協力して、生活に困っている人の手助けをする制度です。

この制度をつくったのが、富士市（当時の富士郡蓼原村）出身の笠井信一さんで、「民生児童委員の父」と呼ばれています。



笠井 信一さん
(1864年－1929年)

民生委員・児童委員のマーク

幸せの芽生えを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と、児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルのハトをかたどって、愛情と奉仕をあらわしています。

民生委員・児童委員が活動するとき

には、必ず徽章（バッジ）を着用しています。



民生委員・児童委員の徽章



100周年シンボルマーク

困ったときには気軽に相談を

私が民生委員・児童委員に就任してから28年目になりますが、社会情勢の変化に伴い、地域住民が抱える問題も多岐にわたるようになりました。私たち民生委員・児童委員も時代の変化に対応できるよう、日々の勉強は欠かせません。仕事量もふえ、大変だと感じるときもありますが、相談者から感謝の言葉をかけてもらったときには喜びを感じます。

「向こう三軒両隣」という言葉のとおり、ご近所さんのつながりが積み重なって地域を形成しています。住民同士がお互いに思い合える地域になればうれしいです。そして、皆さんが住む地域には、それぞれ担当の民生委員・児童委員がいます。悩みがあるときには自分だけで悩まずに、気軽に相談してほしいですね。



富士市民生委員・児童委員協議会会長
望月 衛さん
(永田町)

問い合わせ 福祉総務課

☎ (55) 2757 ☎ (52) 2290

✉ fu-fukushisoumu@div.city.fuji.

shizuoka.jp